

平成 年 月 日

年 組 さん

保護者の方へ

青梅市立第五小学校

校長 中島 太

出席停止のお知らせ

お子さんは、学校保健安全法第19条に基づいて、出席停止の扱いになりますのでご家庭で医師と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。

なお「出席停止」は欠席扱いにはなりませんので、ご家庭で安静にしてください。

医師より、登校の許可がありましたら下記の報告書を保護者の責任において記入、押印の上、学校に提出して下さい。なお、医師が記入の場合は費用がかかります。

下記の報告書は保護者の方がご記入下さい。

報 告 書

青梅市立第五小学校長殿

年 組	児 童 名	
病 名		
期 間	平成 年 月 日 ~ 年 月 日	
受診した 医療機関名		

上記のとおり登校の許可がありましたので報告します。

平成 年 月 日

保護者氏名 印

記入するのは、保護者の方ですが、登校時には、医師の許可を必ず受け、出席停止期間を守ってください。



知っておこう！ 学校伝染

集団生活の場では感染症が流行しやすいことから、学校での健康管理について制定された「学校保健安全法」。ここで定められた「学校において予防すべき伝染病」が学校伝染病です。第1種～3種までの3つに分けられ、主に気をつけたいのは第2，第3種です。



文部科学省による出席停止になる学校感染症と出席停止期間

種類	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスによるものに限る)	治癒するまで
	鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る)	
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで(未就学児童は3日を経過するまで)
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第3種	*その他の感染症	*その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です
	溶蓮菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など	

